総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年５月２６日（月曜日）
　　午前１０時開会　午後０時１５分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）消防本部関係
　（２）市長公室関係
　（３）総務部関係
　（４）市民生活部関係
　４　閉　会

出席委員（８名）

委員長	奥谷　崇
副委員長	滝田　賢治
委　員	古沢　喜幸
委　員	篠塚　昌毅
委　員	小坂　博
委　員	目黒　英一
委　員	菅井　歩美
委　員	栁澤　健二

説明のため出席した者（３０名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人

広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長（選挙管理委員会書記次長）	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健
スポーツ振興課スポーツ振興係長	永木　聡
指導課教育ＤＸ推進室長	廣瀬　和久

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者（０名）

○奥谷委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年、５月２６日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案)、消防団管理事業について、執行部より説明を願います。

○堀越警防救急課長　警防救急課の堀越です。資料①令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案）について、御説明させていただきます。本補正は、消防団管理事業となります。１の補正理由につきましては、令和７年度における消防団員の退職報償金支給に係る当初予算につきましては、令和５年度の退職報償金支給実績で計上しておりましたが、令和６年度の退職者数が３月以降３２名で確定し、当初予算に差額が生じましたので、増額補正をお願いし、支給するものでございます。当初予算に前年度の実績を計上した理由につきましては、例年出初式で退職者数が確定し、予算計上をするところですが、前年度は退職者の確定が３月まで延びてしまったことから、当初予算に計上できず、予算に差額が生じましたので補正をお願いするものでございます。また、歳入についても同様な補正をお願いするものでございます。２の補正額につきましては、歳入が２２款諸収入、５項雑入１目雑入、７節雑入、補正前１，１９０万５，０００円、補正額１０７万７，０００円、補正後の雑入が１，２９８万２，０００円となり、消防団員退職報償金受入金として消防団員等公務災害補償等共済基金から入金されます。歳出につきましては、８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費、７節報償費、補正前１，１９０万５，０００円、補正額１０７万７，０００円、補正後の報償費は１，２９８万２，０００円となり、退職した消防団員に退職報償金を支給するものでございます。３の歳出根拠につきましては、土浦市消防団に係る退職報償金の支給に関する条例第２条に基づき歳出しております。退職報償金の支給条件につきましては、消防団員として５年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び会期に応じて別表のとおり支給するものでございます。退職報償金の説明については以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。それでは私から質問ですが、今回３２名で確定ということですが、前年度、またその前辺りの推移はどうなっていますか。

○堀越警防救急課長　推移につきましては、過去３年で８８名退団しておりまして、そのうち退職報償金支給者が７６名、団員の減少につきましては、３年間で５２名減少している状況でございます。

○奥谷委員長　分かりました。ありがとうございます。ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、報告事項に移ります。まず専決処分等の報告について、資料②

消防車両に係る物損事故の和解について、説明願います。
〇持丸消防総務課長　消防総務課長の持丸です。よろしくお願いいたします。専決処分の報告について御説明させていただきます。資料につきましては、資料②消防車両に係る物損事故の和解についてをお開きいただきまして、消防車両に係る物損事故の和解について御説明させていただきます。１の事故日時につきましては、令和５年４月１３日木曜日午後０時４５分頃、２の発生場所につきましては、土浦市田中１丁目１３２３番地先、こちらの場所は田中地内の高架道下、旧サウナＷＩＮＤＳ、ガソリンスタンドの宇田川コーポレーション、ヨークベニマルなどが隣接している交差点となります。また議員の皆様には、事故発生時、電話での連絡をさせていただきましたが、その後、約２年が経過し、この度和解いたしましたので御報告させていただきます。３の事故概要といたしましては、災害出動中の消防車両が県道２４号線土浦境線を土浦駅方面に緊急走行中、旧サウナＷＩＮＤＳ前交差点に進入した際、右側から直進してきた普通乗用車と衝突し、双方の車両が破損したものでございます。また、緊急走行中の事故といたしまして、災害内容につきましては、事故車両の消防車は小松１丁目地内の交通事故事案に出動中、事故により走行不能になりましたが、同時に消防車両３台が出動し、救急隊１隊での対応可能な事案であったため、この事故による影響遅延などはございませんでしたので併せて報告させていただきます。４の過失割合といたしましては、市側２０％、相手側８０％、５の和解概要といたしましては、土浦市の損害賠償額３万７００円、相手方損害認定額は１５万３，５００円となっておりまして、その２０％が土浦市の損害額３万７００円となっております。こちらにつきましては、令和７年３月２８日に和解しております。説明は以上でございます。
〇奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
〇小坂委員　２年前の話でかなり示談に時間がかかったのかなという感じですけれど、今から事故の概要を聞いてもあれなんですが、２割と８割ということで、消防車のどこにぶつかったのか教えてもらっていいですか。
〇持丸消防総務課長　消防車両につきましては、真正面から相手方が右側に出てきた中央にそのまま追突している状況でして、エンジンごと押されているような感じで走行不能という状況になります。
〇小坂委員　あまり記憶になくてごめんなさい。そのような事故だったんですね。分かりました。
〇奥谷委員長　ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
〇奥谷委員長　つぎに、資料③第５２回茨城県消防救助技術大会について、説明を願います。
〇堀越警防救急課長　資料③第５２回茨城県消防救助技術大会について、御説明いたします。開催日時は、令和７年６月１４日土曜日９時から開催予定でございます。開催場所は、筑西市の筑西広域市町村圏事務組合消防本部で、主催は茨城県消防長会となります。出場種目につきましては、陸上の部として、ロープブリッジ救出、障害突破、引揚救

助の３種目となり、本市からは各種目１チーム、計３チームが出場予定でございます。その他といたしまして、昨年同様、茨城県立消防学校の訓練場が改修中のため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の屋外訓練所での開催となりますので、会場の都合上、観客無しでの開催となります。また、本市の昨年度の成績でございますが、ロープブリッジ救出のチームが成績上位となり、茨城県代表としまして千葉県立消防学校で開催されました。消防救助技術関東地区指導会に出場しております。今年度の関東地区指導会の開催日は７月１８日金曜日の予定でございます。開催場所につきましては、神奈川県立消防学校でございます。その上位大会である全国消防救助技術大会につきましては、開催日は８月３０日土曜日、開催場所は兵庫県三木市の兵庫県広域防災センターで開催予定でございます。説明については以上となります。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○滝田副委員長　昨年同様に選手たちの今のモチベーションと訓練している時間帯を詳細に教えていただければなと思いますのでお願いします。

○堀越警防救急課長　練習内容につきましては、非番の９時から開始しまして、実質２時間程度の練習量で訓練を行っております。モチベーションにつきましては、昨年度までは２チーム出場してたところですが、競わせることで技術の向上を図ったため、モチベーションは上がっていると思われます。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

○篠塚委員　昨年も委員会で激励にお伺いしたと思うのですが、今年はそのような予定はありますか。

○堀越警防救急課長　激励につきましては、関東大会に出場したときに、またお願いできればなと考えております。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料④第６７回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、説明を願います。

○堀越警防救急課長　資料④第６７回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、御説明いたします。日時は、令和７年７月６日日曜日８時３０分から開会式となり、小雨決行で実施いたします。場所は、土浦市消防本部屋外訓練場で開催となります。出場分団は、土浦市消防団のうちポンプ車が配置されている２４箇分団が対象となり、今年度は１２チームが出場予定です。競技内容につきましては、消防ポンプ車を用いて、設置された防火水槽から給水し、火点と呼ばれる的をめがけて、放水体勢をとり、火点の的を倒し、そのタイムと操作員の動作を得点化し、消火技術の手技を競うものでございます。主催は、土浦市消防団、土浦市消防本部で、その他といたしまして、優勝したチームは土浦市、つくば市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市の５市が出場する茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会に出場となります。なお、小型ポンプにつきましては、県の北部大会には不参加となります。また資料に記載はございませんが、今年度の県南北部地区大会は土浦市が担当となり、消防本部屋外訓練場で実施予定でございま

す。説明については以上でございます。
○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
○篠塚委員　参加分団数が２０のうち半分ということですが、これは辞退された分団という理解でよろしいでしょうか。いろいろな事情があると思うんですけれども、コロナ禍のときは制限して分団数を減らしたと思うんですが、それ以来ずっと全分団は出ていないと思うんですが、どうなんでしょうか。
○堀越警防救急課長　実際１０人チームではありますが、分団としては１５箇分団が出場する予定でございます。この欠場となったチームにつきましては、合同での出場も検討した結果、やはりメンバーが揃わないということで出場しないというお話を聞いております。以上でございます。
○篠塚委員　分団員の減少というのも課題としてあるのかなと思うのですが、この訓練は、もし有事の際に消火するときのための訓練だと思うので、この大会以外にも訓練はされてると思うんですけれども、その辺の御指導も、それから分団員の減少という問題も課題としていろいろ取り組んでいただければと思います。
○堀越警防救急課長　篠塚委員がおっしゃったように、消防団内でもポンプ操法の在り方、訓練の在り方については随時検討しております。団員の確保もなかなか難しくなっておりますので、消防団と協議しながら、団員の確保に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
○奥谷委員長　ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　そのほか、消防本部からございますか。
○堀本消防長　私のほうから新治地区の分団の件で御報告をさせていただきます。新治地区の分団に関しましては、約２年ほど前から一部の団員から、消防団活動を続けていくのが厳しいというお話がございました。新治地区の消防団の幹部と分団員で今後の在り方について話合いを行ってまいりました。その結果、今年の５月中旬に統合案がまとまりましたので、６月の中旬に新治地区の地区長に統合案の説明を行ってまいりたいと考えております。今後につきましては、進捗状況を総務市民委員会で御報告をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。
○奥谷委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　それでは、ないようですので消防本部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。
（消防本部退席）
（市長公室入室）
○奥谷委員長　それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案）、政策企画管理事業について、執行部から説明を願います。
○福澄政策企画課長　政策企画課です。資料①ア一般会計補正予算（第１回）（案）、水

郷筑波サイクリング環境整備事業について説明させていただきます。まず、補正の理由でございますが、本案件は第１次ナショナルサイクルルートとして指定を受けた「つくば霞ケ浦りんりんロード」「ビワイチ」「しまなみ海道サイクリングロード」沿線の３市が連携し、国の補助金を活用したサイクルツーリズム推進施策に取り組むことで、インバウンドを始めとする観光振興と地域消費の拡大を図るためのものです。事業概要といたしまして、３市連携によるプレミアムインバウンド展開事業の実施になります。こちらは、本市と愛媛県今治市、滋賀県守山市の３市で構成する第１次ナショナルサイクルツーリズム推進協議会において、サイクリングと地域の観光資源を掛け合わせたインバウンド向け高付加価値ツアーの造成と販路開拓を行うもので、事業主体となる協議会への負担金として、歳出５４０万円の増額補正をお願いするものです。つぎに、観光コンテンツの販売促進活動の実施になりますが、こちらは、３市連携事業において造成を行った本市の観光コンテンツについて、今後のインバウンド誘客に向けた独自の販売促進活動を実施するもので、委託料として１００万円の増額補正をお願いするものです。なお、いずれも計上した歳出に対しましては、一部に国の補助金を充当する予定となっております。これによりまして、３市連携事業におきましては、各市における一般財源の実質的な負担額は約１００万円ほどになる見込みとなり、観光コンテンツ販促については２分の１の負担となります。別添資料①イに今回の３市連携事業の事業スキームのイメージ図を用意しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。説明は以上となります。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　国土交通省からの補助金を予定と書いてあるのですが、これはいつ頃に入ってくるのかとか、国の補正予算で受けるのか、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○福澄政策企画課長　こちらの事業のほうに入れていますので、採択となれば今年度中に交付される予定となっております。配分はありますので、その配分に乗ればそのままいただけるという形になります。

○古沢委員　最近のサイクリングはどうなんですか。好調なんですか、それとも下降気味なのか。

○福澄政策企画課長　りんりんロードに関しましては、おおむね順調に伸ばしております。さすがにしまなみさんとかに比べるとちょっと少ないですが、今のところ順調に増え続けております。

○栁澤委員　本市へ来訪予定のインバウンドツアーに対する観光コンテンツの試験提供とありますが、この観光コンテンツの販売促進活動を実施するとありますが具体的にはどういったものでしょうか。

○福澄政策企画課長　こちらにつきましては、プレミアムコンテンツはプライベート花火だとか、料亭、クルージング、こういったことを今のところ想定してございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料①ウ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案)、商工業振興育成事業について、説明を願います。
○福澄政策企画課長　続きまして資料①ウ一般会計補正予算、商工業振興育成事業でございます昨年度までは、商工観光課での取扱いとなっておりましたが、今年度から政策企画課企業誘致室での取扱いに変更となったものです。事業の概要でございますが、市内に新たに立地する企業又は既存施設を増設する企業に対し、土浦市企業立地促進奨励金及び補助金を交付することにより、本市産業の振興と雇用拡大を図るものです。そのうち、土浦市企業立地促進奨励金は、市内に事務所等を新増設した企業で、市内居住者を新たに５人以上雇用した企業に対して、取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として３年間交付するものです。補正の理由でございますが、令和７年度は市内七つの企業へ奨励金を交付する予定となっております。このうち２社について税額の更正などが生じたため、予算に不足が生じたことから、増額補正をお願いするものです。補正予算額といたしましては、１，８１２万７，０００円となっております。説明は以上となります。
○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
○栁澤委員　教えてほしいのですが、こちらは市内に本社を置くかどうかというのは関係なく受けられるということでよろしいでしょうか。
○福澄政策企画課長　市内に本社をということは特に関係ございません。
○奥谷委員長　ほかにございますか。
○目黒委員　この七つの企業なんですけれども、会社名の公表とかは特にされてないんですけれども、もし難しいのであれば、業種とか場所とか御説明が可能であればお願いいたします。
○福澄政策企画課長　申し訳ないのですが、個別の企業さんの名前は控えさせていただきたいと思いますが、主に北のほうの工業団地中に入っている会社がほとんどでございます。
○小坂委員　名前は当然言えないでしょうけど、例えば規模とか、１００人雇用したとか、そういうことは聞いてもいいですか。
○福澄政策企画課長　こちらは、固定資産税相当額となってしまいますので、詳細については控えさせていただきたいと思っております。
○奥谷委員長　ほかにございますか。
○滝田副委員長　企業の関係で新規企業、そして造成した企業のその二つであったらお答えいただけますか。
○福澄政策企画課長　いずれも増設がメインでございます。ほとんど既存の、どちらかというと大きな会社さんが償却資産の増設をされた部分でございます。
○篠塚委員　本委員会の時でいいので、関連する資料を提出していただけますかね。できる範囲の資料で結構ですので、この奨励金に関してまだ分からないこともあると思うので、その関連する資料をお願いいたします。
○福澄政策企画課長　企業名を抜いた形とか少し工夫をさせていただきまして、後ほど

提出させていただきたいと思います。
○奥谷委員長　それでは、公表可能な部分の資料を作っていただければと思いますのでよろしくお願いします。ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　つぎに、報告事項に移ります。まず、専決処分等の報告について、資料②公用車に係る物損事故の和解について、説明を願います。
○福澄政策企画課長　専決処分等の報告について、資料②公用車に係る物損事故の和解についての報告でございます。事故日時は令和６年７月１日月曜日１２時５０分頃で、発生場所はウララ屋上駐車場です。事故の概要は駐車スペースから公用車を発進させた際に、左側から走行してきた相手方車両と接触し、双方の車両が破損したものです。過失割合は市側７０％、相手側３０％となり、土浦市の損害賠償額は５６万７，６３４円で、令和７年３月６日に和解となりました。説明は以上です。
○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　つぎに、資料③「土浦市公共施設等再編・再配置計画」に基づく生涯学習館・勤労青少年ホーム跡地の利活用検討について、説明を願います。
○天貝行政経営課長　それでは、資料の③をお願いいたします。公共施設再編・再配置計画において生涯学習館・勤労青少年ホーム跡地に児童発達支援センターを整備する方針を示しておりますが、跡地の面積が大きいことから有効活用を図るため整備手法の検討を行うものでございます。そもそも児童発達支援センターは、療育支援センターと保健センター内の「ことばの教室」と「早期療育相談」を集約して新たに整備する計画で、外部委員会で当該用地が適しているとの方針が示されたところです。ただし、枠の中に記載のように跡地の敷地面積が６，３００平方メートルあるのに対して、右側の児童発達支援センターの必要面積は駐車場含めて約３，０００平方メートルであり、敷地が広すぎるという課題があります。そうしたことから、２番の今年度の検討内容に記載のように、用地の有効活用及び事業費抑制の観点から３点について検討を行ってまいります。１点目が整備内容で、センター単体なのか、あるいは複合施設とするのか、２点目が敷地の範囲で、図面に示すように当該跡地の形状があまり良くないことから、一中のテニスコートも含めて敷地の有効活用を図れないか検討いたします。３点目の整備手法は、公設公営か、又は事業費抑制の観点から官民連携かを検討してまいります。具体的な検討方法としては、民間ニーズを把握するためサウンディング調査を実施し、事業費抑制やサービス向上、このエリアの魅力向上を模索していきたいと考えております。説明は以上です。
○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
○目黒委員　検討内容の整備というところで、複合施設にもし検討するとなった場合、どのような部署というか、施設が複合されるのか、今の時点で想定できることがあれば教えていただけたらと思います。
○天貝行政経営課長　サウンディングをしまして、民間の事業者等からこういった目的

で使いたいとか、提案があった場合には、その施設といいますか、民間の施設と児童発達支援センターの組合せ、同じ建物になるのか、又は別途建てになるとかいろいろ考え方があろうかと思いますので、そういったところを検討していくということですので、民間の提案次第ということになろうかと思います。以上でございます。

○目黒委員　現状、保健センターでも子どもの教室を利用されてるお子さんが今後ある程度増えることも加味してのこれなんですかね。児童発達センターの延べ床面積とか、そういったこともある程度の人数が若干増えても大丈夫だということを想定しているということでよろしいでしょうか。

○天貝行政経営課長　こども未来部のほうからこのぐらいの面積が必要だというふうに伺っているというものでございまして、増えることを想定してるかどうかまでは把握していない状況でございます。

○小坂委員　２番のところで、テニスコートを含むという、これはまだ全然決まっていないでしょうけど、含むということはテニスコートは残すという意味でしょうかね。

○天貝行政経営課長　こちらの図面を見ていただくと、テニスコートが一中に面していて、道路と面しているんですけれども、この跡地の入口がどうしても狭いということもありますので、民間がここに参入するとなった場合に障壁になる可能性もあるかなというところで、場合によってはこのテニスコートの位置をずらすとか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料④外郭団体（産業部門３団体）の合併に向けた検討の進捗状況について、説明を願います。

○天貝行政経営課長　外郭団体の合併の検討についての進捗状況について、御説明させていただきます。１番の概要です。御案内のとおり、産業文化事業団・観光協会・農業公社の外郭団体につきましては、それぞれ課題を抱えていることから、当該３団体の合併が可能かどうか検討する旨の説明を各団体に行いました。説明は２番に記載のとおり、３月末の理事会等で説明を行い、その検討をすることの了承をいただいたところです。その際にいただいた意見を３番の表にまとめておりまして、１点目の農業公社と観光協会においては、「課題は分かったが合併を目指すからにはメリットや合併の強みを押し出すべき」とのアドバイスをいただきました。そのほか２点目も観光協会においての意見でして、「観光協会と常陸秋そばや小町みそなどの物産関係事業を実施している農業公社との合併は可能と思うが、施設管理が主要事業の産業文化事業団との合併のイメージが湧きにくい」との意見がございました。このような意見を受けまして、４番の今後の予定です。特に観光協会の理事会でこのような意見があったことから、改めて同理事会で合併のイメージやメリット、事務レベルでの検証結果を説明いたしまして、合併の理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。その上で、産業文化事業団及び農業公社へ同様に説明し理解を得てまいりたいと考えております。説明は以上です。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。私から１点質問な

んですけれども、こういった外郭団体、ほかの自治体にもあると思うのですが、ほかで合併というのが進んでいるような事例というのはあるのでしょうか。
○天貝行政経営課長　全国に数多くございます。今回、市が検討しているような観光協会、農業部門、それから施設管理の部分、産業文化事業団と類似しているところもございまして、福島県伊達市がまさにそのような内容で今年度４月に合併したというもので類似の事例はございます。
○奥谷委員長　合併されたときの経緯とか、どういった議論があったみたいな、そういった調査というのはされているのでしょうか。もしあれば、本委員会でその経緯なども説明をいただくと我々もイメージしやすいかなと思うのですがどうでしょうか。
○天貝行政経営課長　伊達市にヒアリングといいますか、調査を行ってまして、やはり人の問題と、財政的な問題が合併のきっかけというふうに伺っております。資料についても、後ほど本委員会でお示ししたいと思います。
○奥谷委員長　よろしくお願いします。ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　そのほか、市長公室からございますか。
○瀬古澤財政課長　財政課からは、例年作成しております財政ハンドブックの御案内です。財政ハンドブックは、予算の概要や基金・市債の状況、財務諸表、健全化判断比率等が記載されたものですが、この度、令和７年度版が完成いたしました。６月３日の全員協議会でも御案内させていただく予定でございますが、今般、サイドブックスに掲載いたしましたので、総務市民委員会でも御案内させていただいております。本年度もサイドブックスのその他資料のフォルダに掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。以上でございます。
○奥谷委員長　そのほか、市長公室からございますか。
○山口市長公室長　特にありません。
○奥谷委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。
○篠塚委員　昨年の補助金検討委員会を受けて、令和７年度予算がカットされていますが、地区長連合会の総会や市民委員会の総会などがあって、補助金が減額になっている事業があって意見が出てきていると思うのですが、その辺のお話があったら、また委員会のほうに報告いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
○奥谷委員長　ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　それではないようですので、市長公室の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。
（市長公室退席）
（総務部入室）
○奥谷委員長　それでは、総務部の案件について、協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（案）について、執行部より説明を願います。

○野中人事課長　土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（案）につきまして、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が令和６年５月に改正され、その改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、国家公務員に準じて、職員の仕事と育児との両立支援制度に関する情報の提供や意向確認等の措置を行うものです。２番の主な改正内容になりますが、（１）本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対する措置として、出生時両立支援制度等の周知、意向確認などが義務化されたものでございます。出生時両立支援制度等の内容につきましては、２ページを御覧いただければと思います。一番上の育児短時間勤務制度から一番下の妻の出産休暇制度までが該当するものとなります。こちらの事業につきまして、職員に周知し、実施について意向確認を行うものでございます。（２）３歳に満たない子を養育する職員に対する措置として、育児期両立支援制度等の周知、意向確認などが義務化されたものでございます。育児期両立支援制度等の内容につきましては、２ページを御覧いただければと思います。先ほどの出生時両立支援制度に比べまして、育児時間制度と妻の出産休暇制度がなくなりまして、６事業が該当するものでございます。（３）その他として、文言整理になります。３番の施行期日は、令和７年１０月１日からといたします。３ページ以降は、改正案文、資料①別添は、新旧対照表になりますので後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料②土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○野中人事課長　つづきまして、資料②を御覧いただければと思います。土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）につきまして、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和７年１月に改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、部分休業制度を拡充するものでございます。２番の主な改正内容になりますが、（１）部分休業制度の形態の追加になります。小学校就学前まで取得可能な育児休業について、現行では１日につき２時間を超えない範囲内の１形態のみでしたが、改正後では１年につき１０日相当を超えない範囲で２時間以上勤務しないことができるとの形態を追加し、職員はいずれかの形態を選択することが可能となったものでございます。（２）その他の事項としましては、アの職員は毎年４月１日から翌年３月３１日までの間で部分休業の請求を申し出る。イの配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居した等の特別の事情があれば、部分休業の申出の内容を変更することができる。ウの勤務時間の始め又は終わりに限って取得可能とする取扱いを廃止する。これは勤務時間の途中でも取得が可能となったことでございます。エのその他としましては、文言整理を行ったものでございます。３番の施行期日につきましては、令和７年１０月１日からといたします。２ページ以降につきましては、改正案文で資料②の別添は新旧

対照表となります。説明は以上でございます。
〇奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
（「なし」という声あり）
〇奥谷委員長　つぎに、資料③川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結について、説明を願います。
〇渡邊管財課長　資料③をお願いいたします。川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第２条、予定価格が１億５，０００万円以上の工事に該当いたしますことから、６月議会に議案として提出するものです。１ページをお願いいたします。名称は、川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事、工事場所は土浦市川口二丁目地内、工事内容は記載の内容でございますが、詳細につきまして、次ページ以降で御説明させていただきます。契約金額２億２９５万円、契約の相手方は市内本社の株式会社折本工業です。契約の方法は一般競争入札でございます。こちらの内容の契約につきまして議案として提出するものでございます。それでは、工事内容等について御説明させていただきます。２ページをお願いいたします。まず８番、工事の目的でございます。本工事は、令和５年度に管理事務所の耐震診断を実施した結果、観客席の屋根や玄関のひさし、内壁等に所要の耐震性能が確保されていないことが判明したことから、大規模地震に備え、令和６年度に実施した耐震設計に基づく耐震補強工事を行うものです。また、管理事務所は竣工から５３年が経過しており、随所で経年劣化が見られるため、屋上外壁塗装等の外装改修や建具の交換等の内装改修を行い、施設の安全性の向上や延命化を図るものでございます。なお、３ページに位置図を付けさせていただきました。赤い部分が川口運動公園管理事務所です。管理事務所はＲＣ造、一部Ｓ造、地上２階建て、延べ床面積６９１．７２平方メートルです。昭和４７年３月竣工です。２ページにお戻りいただきまして、７番工事の概要です。耐震補強工事につきましては、観客席上部屋根の梁及び梁と下部ＲＣ構造との接続部補強、玄関キャノピー鉄骨の補強、ＣＢ壁間仕切壁の改修を行います。大規模改修工事につきましては、外部改修、内部改修、建具改修、機械設備改修、電気設備改修、外部にある多目的トイレの解体工事を行うものです。４ページをお願いいたします。こちらは、主な耐震補強箇所につきましてお示ししたものでございます。一番上の写真は観客席上部の屋根でございまして、この屋根の梁及び梁と下部ＲＣ構造との接続部について耐震補強を行うものでございます。また、真ん中の写真は玄関キャノピー、ひさしの写真でこの鉄骨を補強いたします。一番下の写真は、管理事務所内のコンクリート造の間仕切壁で、こちらの改修工事を行います。２ページにお戻りください。３番工期でございますが、議会の議決をいただいた翌日から令和８年３月１３日までの約９か月でございます。６番契約方法でございますが、５月９日に一般競争入札にて執行いたしました。入札結果につきまして、５ページ中段に記載のとおり、折本工業、大鶴の２社から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございますように、税抜きで１億８，５７２万９，０００円です。落札率は９９．３４％という結果でございました。川口運動公園管理事務所耐震補強等改

修工事請負契約の締結についての説明は、以上でございます。
○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
○篠塚委員　工事の内容についてお伺いしたいのですが、２億円かける大規模改修工事なので、この先この施設は大きな工事はやらないということだと思うんですが、電気設備の中で全部の照明灯をＬＥＤ化等をするのか。それからもう１点、熱中症対策としての避難場所として医務室とかあると思うんですが、そういう施設を改修して、非常時の場合に避難場所とするような施設を設けるようなことになっているのかお伺いします。
○永木スポーツ振興課スポーツ振興係長　まず内装の電気関係は全てＬＥＤということで対応させていただきます。併せて、かなり老朽化しております医務室についても改修をさせていただいて、広域的な何かの際には有効に活用できるようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。
○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　つぎに、資料④財産の取得（中学校教育用コンピュータ機器）について、説明を願います。
○渡邊管財課長　資料④財産の取得について（中学校教育用コンピュータ機器）をお開きください。本案件は、所有権移転付きの賃貸借契約に基づく賃貸借期間満了後の無償譲渡による財産の取得でありますが、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条における議会の議決に付さなければならない予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に該当するとみなし、６月議会に議案として提出するものでございます。１ページをお願いいたします。名称は、中学校教育用コンピュータ機器、契約金額については総額３，６３０万円です。月額６０万５，０００円の６０か月分でございます。５か年にわたるコンピュータ機器の賃貸借、リースで契約期間満了後に機器の無償譲渡を受ける特約を付けた契約でございます。契約の相手方は市内本社の中川商事株式会社、契約の方法は指名競争入札です。財産の取得日は、５か年の賃貸借契約の期間満了の翌日である令和１２年９月１日を予定しております。財産の取得の方法につきましては、所有権移転付き賃貸借契約、令和７年９月１日から令和１２年８月３１日の期間満了後の無償譲渡によります。議案の提出理由でございます。本案件につきましては、所有権移転付きのコンピュータ機器の賃貸借、いわゆるリース契約に当たるものですが、契約締結時点でリース料総額の支払義務が確定し、かつ、中途解約が不可能であるという特徴やリース契約期間満了後に所有権が無償で譲渡されることから、実質的には分割払の売買契約あるいはローン契約などに近いものであると考えることができます。一方、現状では、本案件のような所有権移転付きの賃貸借契約、リース契約による財産の取得が地方自治法上の財産の取得である動産の買入れに当たるかどうかについては、地方自治法の規定が明確でなく、さらに裁判例や国県の通知が存在しないことから、議会の議決を求めるかどうかについては各自治体で判断が分かれている状況です。このような中、地方自治法第９６条第１項第８号の趣旨について考えてみますと、地方公共団体の財政及び資産構成に重要な影響を与える財産

の得喪について、住民の代表機関である議会の意思決定を経ることにより、財政の民主的統制を図ることになります。以上のことから、本市としましては、契約の特徴及び地方自治法の趣旨を踏まえ、議会の議決を求めることが適切であると考え、本案件について議会に提出するものでございます。２ページをお願いいたします。８番の目的を御覧ください。本賃貸借は、令和２年度に整備した中学校教育用コンピュータのうち学習用サーバ機器の更新を行うものです。機器の更新に当たっては、学習用サーバの各種設定並びにデータ移行及びソフトウェアの動作確認を行い、ＧＩＧＡスクール端末や電子黒板等の学習系ＩＣＴ機器が正常に稼働し、円滑に事業が行える学習環境の整備を目的とします。つづきまして、９番機器の仕様及び数量ですが、パソコン教室用サーバ７台、ソフトウェア一式です。２番の納入場所ですが、一中、二中、三中、四中、五中、六中、都和中を予定してございます。３ページは工程表になります。議会の議決後に本契約を締結し、中学校の夏休み前までに業者において各種機器の設定を行い、夏休み期間中に各校への設置入替え作業を実施し、９月から活用する予定でございます。なお、６０か月後の令和１２年８月末まで活用し、令和１２年９月１日に機器を無償譲渡される予定でございます。４ページをお開きください。こちらは、本案件の運用イメージとなってございます。上段の真ん中にありますサーバ、こちらが本案件に関する部分でございまして、サーバでは電子黒板システムやパソコン教室児童生徒用タブレット等の学習系コンピュータ等の通信の管理を行ってございます。５ページは、入札の結果でございます。機器の賃貸借が可能な業者、アキラから関彰商事までの１０社による指名競争入札で、予定価格は税抜き月額５７万６，８４０円、落札額は税抜き５５万円、落札率は９５．３５％でございます。令和７年９月１日から令和１２年８月３１日までの長期継続契約を予定してございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　入札の予定価格というのは、公表が原則だったと思いますが、これは公表してないですよね。その理由はなんでしょうか。

○渡邊管財課長　委員おっしゃられるようにですね、予定価格については公表が原則となっております。基本的に公表するものは、設計、積算がされた工事とかですね、あるいは委託というところになってございますので、こちらの賃貸借については予定価格を事前公表しない方式でやってございます。以上でございます。

○古沢委員　すみません、理由が理解できないんですけれども。

○渡邊管財課長　予定価格については、事前に公表するものとしないものを制度上で分けてございます。工事などで、事前に設計、積算されてるものについては、事前公表ということで予定価格を公表してございます。それから委託についても同様でございます。賃貸借のものについてはですね、事前公表をしないという制度で運用してございますので、この案件もそれに倣って事前公表をしていないというようなところでございます。以上でございます。

○古沢委員　もともとそうだったんですか。

○渡邊管財課長　もともとそうでございまして、こちら今回更新ということになってご

ざいますが、例えば、令和２年度の前回のときも同様の方法でしているところでございます。
〇栁澤委員　こちらのサーバの性能自体は、他の自治体で導入されてるようなもの、実例があるようなものと同程度のものなのでしょうか。十分な性能があるのでしょうか。
〇廣瀬指導課教育ＤＸ推進室長　他市の学校のサーバの性能というところまでは把握はしていないところではあるのですが、コンピュータ教室とか学校のＧＩＧＡスクール端末を繋いで問題なく稼働する性能を有しているということで認識しております。
〇栁澤委員　ありがとうございます。また別の質問になるのですが、こちら譲渡されるまでの期間で何かしらの不具合が発生したときというのは、サポートといいますか、この契約金の中には入っていないということでよろしいのでしょうか。
〇廣瀬指導課教育ＤＸ推進室長　今回、賃貸借という契約になっておりますので、機器の保守も含めた内容となってございます。
〇篠塚委員　財産の取得について、次の電子黒板にも関わってくるのですが、同様の賃貸借の契約についても、内容によっては議会の案件に上げてくるという方針にしたということでよろしいでしょうか。
〇渡邊管財課長　篠塚委員のおっしゃるとおりでございます。
〇奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。
（「なし」という声あり）
〇奥谷委員長　つぎに、資料⑤財産の取得（電子黒板システム）について、説明を願います。
〇渡邊管財課長　資料⑤財産の取得について（電子黒板システム）をお開きください。１ページをお願いいたします。本案件も所有権移転付き賃貸借契約であり、議案提出理由は先ほどの中学校教育用コンピュータ機器と同様になります。名称は、電子黒板システム、契約金額につきましては総額６，９２３万４，０００円、月額１１５万３，９００円の６０か月、５か年にわたる電子黒板システムの賃貸借を予定しており、契約期間満了後にコンピュータ機器の無償譲渡を受ける特約を付けた契約を予定しております。契約の相手方は、土浦市上坂田にあります関彰商事株式会社エネルギートランスフォーメーション事業部関東第２支店です。契約の方法は、指名競争入札です。財産の取得日は、５か年の賃貸借契約の期間満了日の翌日である令和１２年９月１日を予定しています。財産の取得の方法につきましては、所有権移転付き賃貸借契約、令和７年９月１日から令和１２年８月３１日までの期間満了後の無償譲渡によります。２ページをお願いします。２番の納入場所ですが、大岩田小、都和小、都和南小、六中、都和中の５校です。８番の目的ですが、本賃貸借は、学習指導要領にある児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的として、授業での日常的なＩＣＴ活用を促進するために各教室へ電子黒板ディスプレイ型モニター、電子黒板用コンピュータ等のＩＣＴ機器の更新を行うものです。９番の機器の仕様及び数量ですが、ディスプレイ型モニター６５型５０台、実物投影機５０台、タブレット型パソコン５０台です。３ページは工程表になります。議会の議決後に本契約を締結し、小中学校の夏休み前までに、業者において各種機器の設定

を行い、夏休み期間中に各教室への設置、入替えをする予定です。なお、６０か月後の令和１２年８月末まで活用する予定です。４ページをお開きください。上の写真のうち大きく映し出しているモニターが電子黒板です。下の写真が実物投影機です。５ページをお願いいたします。５ページは、入札の結果です。機器の賃貸借が可能な業者、アキラから関彰商事までの１０者による指名競争入札で、予定価格は、税抜き月額１０５万４，５００円、落札額は税抜き１０４万９，０００円、落札率は９９．４８％でございます。令和７年９月１日から令和１２年８月３１日までの長期継続契約を予定してございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料⑥令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案）、物価高騰対応重点支援給付金給付事業（不足額給付）について、説明を願います。

○中西課税課長　令和７年度土浦市一般会計補正予算（第１回）（案）の物価高騰対応重点支援給付金給付事業（不足額給付）について説明いたします。こちらは、今回の定例会におきまして、補正予算（案）として上程する議案でございます。１の補正理由につきましては、昨年実施されました定額減税、また、定額減税をしきれない方に対し、令和５年の所得等を基にしました推計額を用いまして、調整給付金を給付いたしましたが、この度、令和６年分の所得税及び定額減税の実績が確定したため、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が発生した方に対し、不足金として給付するための経費について、増額補正をお願いするものでございます。なお、経費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。２の補正予算額につきましては、歳入としまして、１６款国庫支出金、４項国庫交付金、１目総務費国庫交付金で、今回の補正額は、６億５，８３６万１，０００円となります。歳出としましては、２款総務費、２項徴税費、２目賦課費に給付に必要な経費を計上しております。主な内訳としましては、３節職員手当につきましては、事務処理の増大が想定されるため、職員の時間外勤務の増加によるもの、１０節需用費として、事務用消耗品など、１１節役務費として、申請書類などの郵送料及び派遣会社の社員に係る業務手数料、１２節委託料として、電算業務の委託に伴う経費、１３節使用料及び賃借料として、複写機の使用料、１８節負担金補助及び交付金につきましては、不足額の給付金となります。３の給付スケジュール（案）としましては、本年８月上旬から対象者に通知の発送を行いまして、発送後から１０月末にかけて申請受付、受付審査終了後１１月中旬頃までに不足額を給付するスケジュールで考えております。説明は以上となります。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　対象者数はどのぐらいですか。

○中西課税課長　対象者としまして、約２万１，０００人を考えております。

○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、報告事項に移ります。まず、専決処分等の報告について、資料

⑦土浦市税条例の一部改正（専決処分）について、説明を願います。
○中西課税課長　土浦市税条例の一部改正の専決処分を行ったものについて、御報告いたします。１の改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、３月の通常国会において可決、成立し、令和７年３月３１日に公布され、４月１日から施行となっております。このことに伴いまして、市税条例も地方税法に合わせて改正する必要がございますので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により改正させていただいたものでございます。なお、こちらの市税条例の一部改正の専決処分を行ったものにつきましては、本年３月１４日に開催されました総務市民委員会におきまして、改正内容について、御説明させていただきました内容となります。つづきまして、２の改正の内容について説明いたします。まずはじめに、（１）軽自動車税の関係としまして、アの二輪車の車両区分の見直し、軽自動車税種別割でございます。現行の５０ｃｃ原付バイクは、令和７年１１月の新たな排ガス規制への適合が困難であることなどの理由により、今後の生産、販売の継続が困難となっております。このような状況から、令和７年１１月以降に生産される総排気量１２５ｃｃ以下で最高出力を４．０ｋW以下の５０ｃｃ相当に出力を制御したバイクを新基準原付バイクとしまして、軽自動車税の種別割の税率を、現在の５０ｃｃ原付バイクと同額の年額２，０００円とするものでございます。また、イの身体障害者等に対する種別割の減免としましては、マイナ免許証の運用開始に伴う減免時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行ったものでございます。これまで、軽自動車税の減免申請に関しましては、身体障害者手帳に加え、運転免許証の提示が必要となっておりましたが、マイナ免許証でも申請ができる改正の内容となっております。下段の表が改正する条文となりますが、第８２条は軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う税率区分の改正、第８９条は減免申請の記載事項の整備となります。また、第９０条はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備に関する改正となっております。つづきまして、（２）の固定資産税関係についてでございます。アの固定資産税等の課税標準の特例（わがまち特例）の法律改正に伴いましては、付則第１３条の２の項ずれによる改正、イの長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の申請手続の見直し等でございます。現行では、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申請書の提出が必要となっておりましたが、今回の改正によりまして、区分所有者からの申請書の提出がなかった場合においても、マンションの管理組合の管理者などから市町村に必要書類の提出があり、固定資産税の減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置を適用することができるようにするものです。①の適用期限につきましては、現行の期限の令和７年３月３１日から２年間延長し、令和９年３月３１日までとするものでございます。②のわがまち特例については、現行に引き続き、国の参酌と同じ３分の１の減額としております。改正いたします条文は、付則第１３条の３となります。また、（３）の都市計画税関係としまして、固定資産税等の課税標準の特例の法律改正に伴いまして、付則第２７条の項ずれによる改正となっております。３の専決処分日につきましては令和７年３月３１日、４の施行日は令和７年４月

１日でございます。３ページからが条例の改正文でございます。また、資料７の別添が、条例の新旧対照表となっておりますので後ほど御覧ください。なお、今回の地方税法の改正に伴い、令和７年４月１日に施行となるものにつきましては、専決処分をさせていただきましたが、早急な改正を要しない内容につきましては、改めまして、次回以降の議会に上程させていただき、議決をお願いする予定でございますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　５０ｃｃバイクというのは、生産中止なんですか。全然知らなかったんですが、いつ決まったんですか。

○中西課税課長　５０ｃｃの生産につきましては、排ガス規制が厳しくなるものですから、生産しづらくなるというメーカーの事情がございます。メーカーからそういう要望があったということで、排気量を１２５ｃｃにすると、現行の販売しているバイクと同等の排気量になりまして、それを出力を制限した形で、５０ｃｃと同等の原付バイクの扱いと同等にするという内容となっております。

○古沢委員　そうすると、買う側とすれば、相当金額が高くなりますよね。

○中西課税課長　原付バイクの価格もだいぶ上がってまして、１２５ｃｃのバイクも以前とは比べものにならないくらい性能も良くなってますし、金額も高くなっているかと思います。ただ、原付バイクが今回１２５ｃｃになってもですね、規制というのは変わりませんで、５０ｃｃバイクは３０キロの制限速度、２車線では２段階右折、そういう規制は現行と同じですので、１２５ｃｃになっても同じように購入される方はいらっしゃるのかなと思います。

○古沢委員　１２５ｃｃと同レベルということは、価格はどのぐらいなんですか。

○中西課税課長　車種によって金額は違うかと思いますが、一般的に３０万から５０万かと思います。また、５０ｃｃのバイクというのは、現在も販売はされていまして、大体昔だと１０万ちょっとだったものが２０万を超えるような価格で販売されているかと思います。

○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料⑧旧第二学校給食センター跡地の売却について、説明を願います。

○渡邊管財課長　資料⑧旧第二学校給食センター跡地の売却についてをお開きください。本案件につきましては、５月１９日に入札公告したもので、委員の皆様にも公告当日にメール報告させていただいたものですが、改めて、入札公告の内容について御説明させていただきます。１番の売却する市有地の概要でございますが、所在地、中神立３１―１で、面積は、土地２，７３７．０２㎡、建物１，２４１．４２㎡でございます。この中で、建物につきましては、買主の責任において解体撤去することを条件としています。都市計画区域は市街化区域で、用途地域は第二種中高層住居専用地域です。２番の売却方法についてですが、今回の売却方法は、令和７年２月に実施しました旧都和幼

稚園の入札と同様で、買主の責任による建物の解体撤去を条件とした一般競争入札とし、参加申込があった方の中で最も高い金額で入札していただいた方に売却するものです。３番の地域住民の皆様への対応につきましては、前回入札を実施した旧都和幼稚園のときと同様に、買主が近隣住民に対し当該事業に係る事業計画に関する広報等を行い周知を図るものとしております。４番の最低売却価格についてですが、土地で３０５万円でございます。土地の鑑定価格から建物の解体費用を減じるとマイナスとなってしまうことから、これまでに市で支出した売却までに要した経費を最低売却価格としています。５番の売却スケジュールについてでございますが、６月９日から１３日までの期間が入札参加申込期間、６月３０日を入札日としております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　都和幼稚園はまだ決まってないですよね。

○渡邊管財課長　都和幼稚園ですが、こちらはもう入札が終わっておりまして、売却が決定しております。株式会社アジア住販というつくばの不動産業者さんですが、こちらが落札してございます。

○古沢委員　これもちゃんと決まればいいのでしょうが、逆に言えば、少しお金払ってでも引き取ってもらうということも考えられるよね。その辺はどうなんですか。

○渡邊管財課長　他市の事例では、例えば埼玉県深谷市などでは、マイナス入札ということで解体費用のほうがでかい場合ですね、今委員おっしゃられたように費用をこちらから支払う形で対応しているというところもございますが、土浦の場合はまだそこまでは考えてございませんで、マイナス入札は実施せずに、マイナスとなった場合でもそこはゼロとして、その上でですね、売却に当たって掛かった経費もろもろは載せさせていただいてという運用をしているところでございます。

○古沢委員　うまくいけばいいですけどね。ところで、第一学校給食センターはどう考えてるんですか。

○渡邊管財課長　旧第一学校給食センターですけれども、こちらについてはフェンスや電柱の移設が必要になったということで、まだ施設自体に課題があるということですので、先行して、第二給食センターを実施させていただくというような次第でございます。以上でございます。

○古沢委員　おそらく第一学校給食センターのほうがどちらかというと有利な感じはしますけど、どうなんですか。

○渡邊管財課長　委員おっしゃるとおり、第一学校給食センターにつきましては、市街化区域で場所も良いところでございますので、課題が整理され次第対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○栁澤委員　こういった解体撤去を条件とした入札に関してなのですが、解体が条件になってるのですが、解体の方法の指定ですとか条件、その管理までそういったこともされるものなのでしょうか。

○渡邊管財課長　解体方法の指定などは、特に公募要領上ではしてございません。ただ管理ということで工程表をいただきまして、いつまでにどういった形で解体を実施する

のかというところをこちらで管理しているところでございます。以上でございます。
〇栁澤委員　ありがとうございました。最近アスベストの含有等も含めて、いろいろと市民の目といいますか、解体工事が行われてるとちょっと気になるという方もいらっしゃると思いますので、そういった方への配慮などがあるのかなということで聞かせていただきました。
〇奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。
（「なし」という声あり）
〇奥谷委員長　つぎに、資料⑨旧斗利出小学校跡地の利活用事業者公募について、説明を願います。
〇渡邊管財課長　資料⑨旧斗利出小学校跡地の利活用事業者公募についてをお開きください。本案件につきましては、５月３０日に公告を行い、令和７年１０月にプロポーザルを実施して、利活用事業者を選定することといたしましたので、委員の皆様に御報告させていただくものです。１番の売却する市有地の概要でございますが、所在地は高岡１３６７番地１外です。面積は土地が１４，０１７．０４㎡、建物が２，８０４．９８㎡でございます。都市計画区域は、市街化調整区域です。２番の公募内容についてですが、土地も建物も売却とし、プロポーザル方式で公募を実施するものですが、体育館は耐震基準を満たしていないことから、買主の責任で体育館の耐震化又は解体撤去を行うことを条件として公募を行います。３番の地域住民の皆様への対応につきましては、前回の公募のときと同様に、買主が近隣住民に対し当該事業に係る
事業計画に関する広報及び周知を図り、近隣住民からの問合せや紛争が生じた場合には、迅速丁寧な対応に努めるものとします。４番の公募スケジュールについてでございますが、５月３０日に公募を開始し、８月２９日までが公募要領等の配布及び参加表明書提出期間、９月８日から９月１８日を提案書の提出期間、１０月７日に業者選定のためのプロポーザル選定委員会の開催を予定しております。説明は以上でございます。
〇奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
〇篠塚委員　施設内に記念の石碑とか植樹されたものとか、そういうものがたくさんあると思うのですが、その辺はどのように考えているのか、残すという条件の下なのか、それとも売却した業者に全部お任せするということなのかその辺はどうでしょうか。
〇渡邊管財課長　記念碑ですとか植樹関係のところでございますが、まず記念碑については、旧斗利出小学校地区の皆様にも御意見を聞いて返ってきたところで、こちらからの提案内容としまして、まず記念碑の中でも閉校の記念碑については残すという方向でいきたいとお伝えしたところ、それでいいという回答がありました。それ以外の記念碑については、方向性が出されたものがなかったものですから、今回の公募の中で、記念碑については移して残すということにするというような公募内容にしているところでございます。植樹については、特に指定はしてございませんで、業者のプロポーザルの提案の中で決めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
〇篠塚委員　前回の公募のときも、地域の方とお話していろいろ課題があったと思うのですけれども、売却した場合に記念碑等を移転してやるとか、そういう条件でやるとい

うことでよろしいですよね。よく話し合ってからやるということでお願いします。絞られてきてからまた二転三転することがないように、よく説明をしていただいてやっていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

○古沢委員　よく分からないのですが、体育館と校舎があるんですか。

○渡邊管財課長　おっしゃるとおり、体育館と校舎がございます。

○古沢委員　そうすると、いずれにせよ校舎も解体ということになるんでしょうか。

○渡邊管財課長　まず体育館のほうは、耐震化されていないということですので、解体又は耐震補強をしてくださいという条件を付けてございます。逆に校舎のほうは、耐震基準を満たしておりますので、特に解体をしなさいというようなことは、公募の中では謳っていない状況でございます。

○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料⑩土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○北島選挙管理委員会書記次長　土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について、御説明いたします。資料⑩をお願いします。１番の条例改正の理由でございます。参議院議員通常選挙が執行される年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行により、選挙長等の費用弁償額が改定されたことに伴い、所要の改定を行うものでございます。２番の主な改正内容でございます。法律の改正に伴いまして、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、投票所の投票立会人等、選挙執行時における特別職の職にある者の報酬日額を次のとおり改正するものでございます。選挙長は、改正前１万８００円が改正後は１万２，２００円で１，４００円のアップ。以下記載のとおりですが、１，２００円から１，７００円の幅で単価が上がるといった内容でございます。３番の施行期日は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行の日としておりますが、現在、この法律は国会審議中でありますことから、この後、国会を通り議会への議案提出が間に合えば、改めまして追加議案として提出いたしまして、審議していただきたいと考えております。仮に、間に合わないという場合には、７月に予定される参院選では改正内容を反映する必要がありますことから、その際改めて御相談させていただければと考えております。次ページには改正案文、別添資料は新旧対照表になります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　そのほか、執行部からございますか。

○渡邊管財課長　跡地利活用事業のうち旧本庁舎についてでございます。旧本庁舎につきましては、昨年度測量を実施したところでございますが、今年度、利活用につきまして、地区の皆様の御意見をいただきながら、本格的に検討してまいりたいと考えており

ます。そのようなことから、５月１３日にまずは旧本庁舎の半径５００メートル程度の近隣の地区長の皆様にお集まりいただき、今までの経緯等の御説明や利活用に関する意見交換を行いました。今後、地区ごとに御意見を取りまとめて御回答いただくことにもなってございますので、その御意見等も踏まえた上で、今後の進め方等を検討してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

○古沢委員　旧本庁舎は、今まで耐震診断もしてないんだよね。もともと昔のやつで、多分駄目だろうということなんですけど、その辺はどうなんですか。

○渡邊管財課長　旧本庁舎の庁舎につきましては、委員おっしゃるとおり、耐震診断未実施ということでございます。今後の利活用につきましては、その点も踏まえた上で検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○奥谷委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　ないようですので、総務部の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（総務部退席）

（市民生活部入室）

○奥谷委員長　それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①損害賠償の額の決定（長期継続契約における中途解約に係る損害賠償）について、執行部より説明を願います。

○菊田市民課長　資料①をお願いします。損害賠償の額の決定について（長期継続契約における中途解約に係る損害賠償）でございます。１番の概要ですが、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等について、ＯＳ（マイクロソフト社のＷｉｎｄｏｗｓ１０）のサポート終了に伴いまして、国の仕様変更（Ｗｉｎｄｏｗｓ１１の仕様等）が示されまして、仕様を満たすための更新が必要になりました。そこで、市ではサーバの更新時期、令和７年５月に合わせ、端末等を更新することとしまして、一部の端末等において長期継続契約を中途解約して残期間分に係る解約金が生じることになりました。この解約金について損害賠償をするため、地方自治法第９６条第１項第１３号の「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」によりまして、議会の議決が必要になるものです。２番の損害賠償に係る債務につきましては、①の相手方は株式会社茨城計算センター、②の金額は１７７万５，０７０円、③の原因、状況等につきましては、当初契約５５１万８，４８０円で端末７台等のうち統合端末用５台等、住民記録システム用２台等で令和５年２月１日から令和１０年１月３１日までででございました。これについて、統合端末として使用している端末５台等について、ＯＳのサポート終了に伴う国の仕様変更に対応するため、令和７年５月１日から更新するもので、元の契約を中途解約して、残期間分の機器使用料に係る解約金１７７万５，０７０円が生ずるものです。３番の予算措置等につきましては、国補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金において、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費の使用料及び賃借料等につきましては、補助対象経費とされているところですが、直近の国の事務連絡におきまして、

「原則、違約金やそれに類する性質のものは国庫補助対象外だが、ほかのシステムの更改やＯＳのサポート終了等に伴い、統合端末の改修や入替えが必要で、自治体に責がない場合においては、例外的に措置を行う。」と示しています。今回の案件が該当するかについて、端末更新の概要や端末等の明細の資料を添付し、県を通して国へ紹介したところ、３月２７日のＱ＆Ａ、今読み上げたとおりの返答がありました。市としては、端末更新は国の仕様変更に基づくもので、市に責はないものと捉えており、周辺機器も含めて一体として使用しているもので、補助対象になると考えております。説明は以上です。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　国のほうの正式な回答、国の補助になるという回答はいつごろ来る予定ですか。

○菊田市民課長　これにつきまして、今回一度確認させていただきましたが、実際に補助金申請をするのが年度の後半になりますので、そのときに回答がくると思われます。

○篠塚委員　全国的に同じような例があると思いますので、くると思うんですけれども引き続きよろしくお願いします。

○栁澤委員　こういったものはアップデートでどうこうなるものではないということなのでしょうか。

○菊田市民課長　それももちろん考えさせていただきました。ただ今回、国の仕様で、ＯＳのアップデート以外に機械本体のハードディスクの部分なんですけれども、ここがＳＳＤというもので示されてきました。今現在の機械がＳＳＤではなくＨＤＤハードディスクですので、この仕様を満たすためには機械を入替えしなければならないということがございまして、今回中途解約して、仕様に基づいた機器更新をするものでございます。

○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、報告事項に移ります。資料②令和７年度姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業について、説明を願います。

○大貫市民活動課長　令和７年度姉妹都市交流パロアルト市中学生受入事業について、御説明をいたします。サイドブックスの資料②を御覧ください。パロアルト市中学生受入事業につきましては、時代を担う国際感覚に優れた人材育成を図ることを目的に、平成２０年から土浦市国際交流協会と本市の共催によりまして実施をしております。毎年３月に土浦市内の中学生をパロアルト市に派遣するとともに、毎年６月にはパロアルト市より中学生を招き、交換交流を行っております。どちらもホームステイ、学校体験などにより、その国の生活や文化を体験してもらうものでございます。２の事業内容ですが、今回はパロアルト市から中学生１０名、引率者２名の計１２名の来日を予定しております。日程は（４）の表に記載したとおり、６月１４日土曜日から２２日日曜日までの９日間となり、その間ホームステイや学校体験、座禅体験などにより、土浦や日本の生活文化を体験していただくことになっております。３の交流の経緯でございますが、平成５年に旧新治村にありましたパロアルト市の企業の社員の方により始まった民間で

のホームステイ体験がきっかけとなりまして、本市とは平成２１年に姉妹都市の締結を行いまして、昨年には締結１５周年を記念して安藤市長をはじめとしまして、訪問団がパロアルト市を訪れております。また、かすみがうらマラソン大会へのランナーの招待など、様々な交流の輪を広げているところでございます。説明は以上となります。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　これ費用というのは、どういうふうになるのですか。

○大貫市民活動課長　主に旅費ですとか、あちらでの宿泊代ということになりますが、国際交流協会との共催でして、中学生が参加する部分については、国際交流協会に市として補助金を出す形で対応しております。中学生のほうも一部個人負担がございまして、一部を国際交流協会の補助金で賄うという形で対応させていただいております。

○奥谷委員長　ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料③戸籍氏名の振り仮名追加事業について、説明を願います。

○菊田市民課長　資料③をお願いいたします。１番の事業の概要は、戸籍の記載事項として、氏名の振り仮名については、戸籍上に記載がされておりませんでしたが、戸籍法の改正により、戸籍の記載事項として、氏名の振り仮名が追加されましたので、必要な業務を実施するものです。２番の主な業務内容及びスケジュールですが、令和７年５月２６日が法令の施行日であり、この日から氏名の振り仮名の届出が開始されます。施行日が基準日となりますが、戸籍の届出は、本籍地以外にも提出することができるので、本籍地へ送付されるまで２週間程度かかり、さらに審査、記載まで２週間程度かかります。この期間を考慮したうえで、情報を抽出しまして通知書を作成して、７月上旬に氏名の振り仮名の通知書を作成して、７月下旬に発送する予定です。本籍地の市町村から国民に対して圧着はがきなどで記載予定の振り仮名を通知いたします。この通知を見て、誤りがないかを確認していただき、誤りがあれば振り仮名の届出をしていただき、誤りがなければ届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されることになります。誤りなどの届出がなければ来年の８月までに戸籍に振り仮名を記載します。届出については、マイナポータルからのオンライン届出、本籍地や住所地等の窓口や郵送による届出ができます。３番の本籍人口数及び本籍数でございますが、土浦市の令和７年３月３１日現在の数字で本籍人口数１２万２，７６８人、本籍数５万２，６６５戸籍でございます。４番の通知書発送予定件数については、はがき１枚で世帯員４人分まで記載することができまして、４人を超えると２枚以上に分かれるので本籍数よりは多くなり、約６万５，０００通の発送を予定しております。５番の事業予算内訳については、会計年度任用職員人件費、消耗品費、通信運搬費として郵送料、委託料として通知書作成、システム改修、システム使用料など歳出の合計の予算額で２，１９６万５，０００円、そのうち国庫補助額、これは国から示された見込額として１，７５４万円となっております。６番の市民への周知については、市では広報つちうら４月上旬号に既に掲載しており、通知書送付前の７月上旬号にも掲載予定です。また、市のホームページにも先週掲載してお

ります。市民課窓口にも国のリーフレットを設置しております。国でも法務省のホームページへの記載、政府広報、テレビでのＣＭ放送、全国ニュースでの報道、各種メディアとして新聞、ＹｏｕＴｕｂｅ、ＳＮＳなどを用いた周知広報、各種イベントでのチラシ配布などをしております。なお、７月下旬に発送予定の通知書のひな形は、２ページと３ページにお示ししているとおりです。説明は以上です。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　つぎに、資料④今後の一般廃棄物処理施設（清掃センター及び最終処分場）整備の基本方針について、説明を願います。

○草間環境衛生課長　資料④今後の一般廃棄物処理施設（清掃センター及び最終処分場）整備の基本方針について、こちらを御覧いただきたいと存じます。清掃センターと最終処分場に関しましては、前回の委員会におきまして、早急に整備の方向性を定めていく必要があるとの御説明をしたところでございます。今回、本事前委員会におきまして、現在の状況と今後の進め方につきまして、改めて御説明するものでございます。委員の皆様におかれましては、前回の委員会での説明内容と重複する部分がございますが、何卒御容赦いただければと存じます。はじめに、１の基本方針策定の趣旨でございます。近年ごみの減量化や資源化が着実に進む一方、清掃センターは稼働から３３年が経過し、老朽化が深刻な状況でございます。また、最終処分場につきましても、年間埋立量は減少傾向であるものの、残余容量の面ではひっ迫した状況となっております。このような状況の中、整備方針や広域化、外部委託など今後の処理事業そのものの在り方につきまして、方向性を明確にする必要がございます。２の課題（１）としまして、清掃センターでございます。清掃センターの使用目標年度は今から１１年後の令和１８年度となっておりますが、ごみ焼却施設は、一般的に３０年程度が更新の目安とされております。長期にわたる稼働継続は、今後突発的な故障等や重大事故など、リスクの高まりが懸念されるものでございます。つづきまして（２）として、最終処分場でございます。最終処分場は近年、ごみそのものの発生抑制や処理残渣の資源化により、埋立量を大きく削減し、可能な限り延命化を図っておりますが、埋立容量の６７．７％まで埋立てられていることから、将来的な最終処分場の整備方針も含め、検討が必要な時期を迎えようとしております。これら２つの施設のうち、特に清掃センターの老朽化が深刻であり、更なる延命化や処理の外部委託は難しく、ごみ処理が滞った場合のリスクが考えられるため、令和７年度は、清掃センターの整備の方向性、広域整備か単独整備かを早急に定める必要がございます。つづきまして、３の広域化の検討でございます。ごみ処理施設を建設するに当たって、国の循環型社会形成推進交付金を活用するためには、茨城県ごみ処理広域化計画に基づきまして、同じブロックであるつくば市とごみ処理施設の広域化を検討することが必要となります。このことから、つくば市との広域化につきましては、現在、事務レベルでの打合せや調整のほか、課長級での広域化検討会議を開催しているところでございます。資料の２ページをお願いいたします。４の概算事業費及び事業スケジュールでございます。（１）概算事業費につきましては、つくば

市と広域化した場合、１日当たり４３０トンの焼却施設と仮定しまして、近隣自治体の事例を参考に費用負担の配分を試算いたしますと、本市負担分の建設費用は上から３行目の２００億円、維持管理費は２０年の維持管理費として、上から４行目の１１７億円、合計３１７億円となります。また、本市が単独で整備した場合は、１日当たり１３０トンの焼却施設と仮定しますと、建設費用が１８７億円、２０年の維持管理費が１２８億円、合計３１５億円となります。なお、こちらは現時点での経済比較でございますが、特につくば市と広域化する場合につきましては、各々の人口推移やごみの排出量などによりまして、ごみ処理施設の規模や費用負担の条件などが変わってまいります。さらに、建設費は過去の実績等に基づき算出しておりますので、今後、物価や人件費の高騰が続く場合には、こちらも増額となる可能性がございます。つづきまして、（２）事業スケジュールでございます。上の工程表が広域整備の場合、下の工程表が単独整備の場合でございます。どちらも令和１９年度から供用を開始できるよう、一般的な広域化、単独整備のスケジュール案を示したもので、いずれにいたしましても、今年度、整備の方向性を決定しなければならない状況でございます。最後に５の今後の事業進行でございます。先ほども申し上げましたとおり、清掃センターの整備につきましては、令和１９年度からの供用開始を目標としておりますが、広域化に関する協議や用地の選定及び確保、地域住民との調整、合意形成などの期間を逆算した場合、時間的に十分な余裕があるとは言い難い状況でございます。なお、最終処分場の整備の方向性につきましては、清掃センターの整備の方向性が広域整備か単独整備かにより、各種条件が変わってくることから、清掃センターの整備の方向性が決定した後、条件を整理した上で検討してまいりたいと考えております。併せまして、市民の皆様に対しましても新しいごみ処理施設の整備として、清掃センターの建替えに関し検討を行っていることを広報誌等によりお知らせしたいと考えております。なお、現在進めておりますつくば市との広域化検討会議をはじめ、清掃センターの再整備につきましては、引き続き総務市民委員会において適宜進捗状況の報告を行い、情報共有に努め、御意見を伺いながら今年度中に清掃センターの整備の方向性を決定していきたいと考えております。また、６月議会の全員協議会におきまして、本日の説明内容のうち、要点のみになりますが、改めて御説明する予定でございます。最後になりますが、令和５年度から６年度にかけて進めてまいりました「土浦市新清掃センター及び最終処分場に係る基本方針検討業務」の報告書を、タブレット内サイドブックスのその他資料の中のその他令和７年度のフォルダ内に掲載いたしましたので、後ほど御確認いただければと存じます。環境衛生課の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　そのほか、市民生活部からございますか

○鈴木環境保全課長　私のほうからは、前任の日高から３月議会時に説明いたしましたゼロカーボンに向けたプロジェクト研究に進捗がありましたので報告いたします。まず、おさらいになりますが、本事業につきましては、田中鉄工株式会社からの企業版ふ

るさと納税の寄附を受けまして、その寄附金を活用し、本市のほうで事業構想大学院大学へ委託しましてプロジェクト研究を行うものでございます。本年４月１６日に田中鉄工株式会社、事業構想大学院大学、そして本市の三者におきまして協定を締結いたしました。プロジェクト研究の参加者を募集したところ、募集人数１０名に対し２３名の募集となりましたことから、選考を行ったところでございます。研究期間につきましては、６月から来年３月まで行いまして、約２０回開講し会場はほぼほぼ土浦市役所となっております。なお、３月には研究生の成果発表会がございまして、発表会の傍聴につきましては、全く決まっていない状況です。大学側と今後検討していく予定で、例えば委員の皆様に御出席いただくとか、そういったことを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　そのほか、市民生活部からございますか。

○皆藤市民生活部長　特にありません。

○奥谷委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。